

【フィリピン】イスラーム金融の普及を促進するための立法

海外立法情報課 日野 智豪

* 2019年8月22日、「イスラーム金融機関の規制及び組織について規定する法律」が制定された。この法律は、中央銀行の監督・規制の下でイスラーム金融システムの拡充を図るものである。

1 立法の背景・経緯

フィリピンでは、総人口の約10%がムスリムで、その多くがミンダナオ島に居住している。ミンダナオ島においては、イスラームを信仰するモロの人々の自治確立等を目指したモロ・イスラーム解放戦線（Moro Islamic Liberation Front）による反政府運動が続いていたが、2014年3月27日、和平合意がなされ¹、2018年7月27日、「バンサモロ基本法」²が制定された。バンサモロ基本法は、バンサモロ暫定自治政府、中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas）、財務省及びフィリピン・ムスリム国家委員会（National Commission on Muslim Filipinos）にシャリーア（イスラーム法）の原則に従ったイスラーム金融機関及びイスラーム金融システムの開発を促進することを義務付けている（第13章第32条）。フィリピン国内におけるイスラーム金融機関は、1973年に設立されたアル・アマナイイスラーム投資銀行（Al-Amanah Islamic Investment Bank of the Philippines）一行のみであり、イスラーム金融に関する①規制枠組みがないこと、②専門家が不足していること、③投資家の認識が非常に低いこと等が課題とされ³、イスラーム金融に関する法整備が求められていた。

2018年9月24日、イスラーム金融機関の規制等の法律案⁴がフィリピン議会下院に提出された。両院通過の後、2019年8月22日、全20か条からなる「イスラーム金融機関の規制及び組織について規定する法律」⁵が大統領の署名を経て成立した（8月30日公布、9月14日施行）。

2 法律の主な内容

(1) 立法目的（第1条）

この法律の目的は、①十分に金融サービスを享受できていないムスリムのためにより多くの金融包摂⁶の機会を創出すること、②中小企業及び政府の資金基盤を拡大すること、③金融の安

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年12月4日である。

¹ 南波聖太郎「【フィリピン】新大統領による施政方針の発表」『外国の立法』No.269-1, 2016.10, pp.26-27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202197_po_02690112.pdf?contentNo=1>

² Organic Law for Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao (R.A.11054). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/07jul/20180727-RA-11054-RRD.pdf>>

³ “SGMA Bill Regulating Islamic Banking in PHL Hurdles Final Reading,” Nov. 27, 2018. House of Representatives Philippines website <<http://www.congress.gov.ph/press/details.php?pressid=11080>>

⁴ An Act Providing for the Regulation and Organization of Islamic Banks (H.B.8281). <http://www.congress.gov.ph/legisdocs/first_17/CR00875.pdf>

⁵ An Act Providing for the Regulation and Organization of Islamic Banks (R.A.11439). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2019/08aug/20190822-RA-11439-RRD.pdf>>

⁶ 金融包摂（financial inclusion）とは、誰もが多様な金融商品及びサービスに効率的にアクセスできる状態のことを意味しており、フィリピンでは、中央銀行が2010年代から金融包摂に関する様々な取組を行っている。フィリピンの金融（銀行）業については、柏原千英「第5章 金融（銀行）業」『21世紀のフィリピン経済・政治・産業—最後の龍になれるか？—』アジア経済研究所, 2019, pp.119-141を参照。

定を図ることである。

(2) イスラーム金融取引の定義（第2条）

イスラーム金融取引とは、シャリーアによって禁止されているリバー（riba、様々な種類の貸付け、借入れ及び為替ベースでの通貨の交換を含む利子の受取及び支払）を用いることなく、シャリーアの原則に従って行われる金融取引をいう。

(3) イスラーム金融機関の設立（第3条）

中央銀行の金融政策理事会（Monetary Board）は、イスラーム金融機関の設立に権限を持つものとされる。また、金融政策理事会は、外国銀行自由化法⁷に基づいて、フィリピン国内でイスラーム金融取引を行うことを国外のイスラーム金融機関に許可することができる。

(4) 中央銀行による監督及び規制（第4条）

中央銀行は、イスラーム金融機関の業務を規制及び監督する権限を行使するものとする。また、中央銀行は、イスラーム金融に関する施行細則及び規則を策定することとする。

(5) シャリーア諮問評議会（第5条）

シャリーア諮問評議会（Shari'ah Advisory Council）は、シャリーアの原則に従うイスラーム金融機関に対して責任を持つものとする。シャリーア諮問評議会は、シャリーア、銀行、金融及びその他の分野の専門家で構成される。この評議会は、シャリーアの原則の適用を検討し、助言を行うが、イスラーム金融機関の金融取引に直接関与することは、認められていない。

(6) イスラーム金融機関の権限（第6条）

イスラーム金融機関は、以下のような金融サービスを提供することができる。

- ・普通預金口座、当座預金口座、投資口座等の開設及び受入れ
- ・外貨預金の受入れ
- ・送金処理又は資金移転
- ・手形の受理及び回収
- ・信用状又は保証状の発行

その他、イスラーム金融機関は、シャリーアの原則に準拠した融資契約及び仕組みを提供し、シャリーアの原則で許可されている金融取引において様々な投資を行うことができる。ただし、口座保有者から投資の許可がない場合、口座保有者は、利益及び損益にあずかることはない。

(7) イスラーム金融機関の資本要件及び株式（第7条、第8条）

イスラーム金融機関の資本要件については、一般銀行向けに中央銀行が規定する資本要件と同じものとし、イスラーム金融機関は、正式に登録された証券取引所に株式を上場させるために必要な措置を採ることができる（第7条）。また、金融政策理事会の事前承認を得ることなく、イスラーム金融機関の議決権株の10%以上を直接的又は間接的に所有又は管理することはできない（第8条）。

(8) 消費者意識及び消費者能力開発プログラム（第16条）

フィリピン政府は、イスラーム金融システムの拡充に必要な消費者意識の向上及び能力開発のためのプログラムを提供するものとする。

参考文献

- ・長岡慎介『現代イスラーム金融論』名古屋大学出版会、2011。

⁷ An Act liberalizing the entry and scope of operations of foreign banks in the Philippines and for other purposes (R. A. 7721). <<http://www.bsp.gov.ph/downloads/laws/RA7721.pdf>>